

2014年3・4月号 No110

# 夜明けの会ニュース

“高利貸しのない社会を！”

健康問題、多重債務、失業、労働等の問題は、悩みや追い詰め

健康問題、多重債務、失業、労働等の問題は、悩みや追い詰めら  
います。原因とされています。健康問題、経済生活苦、家庭問題、勤務問題等の問題が原因とされています。

「暮らしとこころの総合相談会」

発行：夜明けの会事務局  
(朝日総合法務事務所内)

〒363-0023

埼玉県桶川市朝日 2-12-23

TEL 048-774-2862

FAX 048-774-4993

URL: <http://homepage2.nifty.com/asahi-houmu/>

nifty.com/asahi-houmu/

れた精神状態から冷静な判断が出来なくなり、自殺という最悪の状態になることも考えられます。この深刻な状況に対処するため、生活、多重債務、こころ、労働、失業、住まいなどの相談専門家として弁護士、司法書士、精神保健福祉士、臨床心理士、保健師、社会福祉士、民間団体などが直接相談に応じる包括総合支援相談「暮らしとこころの総合相談会」を今年度も行い自殺対策に取り組んでいます。昨年四月から今年二月までの相談者は六百名を超える相談者が来ています。

日時 毎週木曜日  
十五時～十九時  
場所 JACK大宮五階



## 《3・4月予定》

3月16日(日) 14:00～定例会 朝日記念会館  
4月20日(日) 11:00～定期総会 朝日記念会館  
埼玉県「暮らしとこころの総合相談会」  
15:00～19:00 JACK大宮5階 毎週木曜日  
3月6日、13日、20日、(20日で最終)  
4月以降の相談会は、3月末に決定します。

※相談日は、月・金曜日 午前10時～午後5時迄。  
毎回午後3時頃司法書士に来て頂きますので、初回の相談は必ず司法書士と一緒にいきます。

内容 法律相談(多重債務・労働・失業など)・生活相談、こころの相談など  
三月六日、十三日、二十日、  
予約・お問い合わせ(事務局)  
☎〇四八・七八二・四六七五

「暮らしとこころの総合相談会 in かすかべ」

日時 三月八日(土)  
十一時～十五時  
(受付・十時三十分)

場所 東部地域振興ふれあい拠点施設「ふれあいキューブ」六階  
内容 法律相談(多重債務・労働・失業など)・生活相談、こころの相談など

予約・お問い合わせ(事務局)  
☎〇四八・七八二・四六七五

## ●被害体験談

## 「ヤミ金融業者の恐怖と

## 撲滅への思い」

私が、ヤミ金融からお金を借りるようになったのは、平成十二年頃になります。その時は、生活費が足りなくなり、その一部として、アルコ、アイフル、武富士など、借入れし支障のない程度に返済し、生活できました。子供も大きくなり、何とか返済の計画が進んだ頃、次男の事業の失敗などで、負債を抱えることになりました。その時は、主人の両親にお金の工面をお願いしたのですが、全額ではなかったため、消費者金融の支払までできませんでした。負債の方も少し残り月々の返済が多くなり、主人の給料は勿論私の給料もその日の内に返済でなくなり、再度主人の実家に頼みに行ったのですが断られました。その時（もう出すお金はない、お前達とも縁を切る）と言われました。お金が必要なのでカードなど借りられるところは、全部借り歩きました。今度は月々の返済が巡って来ます、でも何とかやりくりをし、

ため息をつき、どうしよう、どうしようと毎日思い悩んでいました。夜も寝られなくなり生活にも支障が生じるようになりました。そんな中、ダイレクトメールが届くようになり、1件が2件になり返しては借り、借りては返すというのが続きました。ますます金額が大きくなると今度は詰まってきました。すると、仕事先へも電話が入ってくるようになりました。最初は嘘をついたり、言訳をしたりで、何とかりましたが、それも長続きしませんでした。一緒に働いているパートさんにも（お金貸して）と言っている自分がありました。その事が上司に判りそれと平行して業者からの頻繁の電話で、仕事が出来なくなり、仕事を辞めざるを得ませんでした。収入が無くなっても支払はしなくてはなりません、今度は私の母のところに行きました。母や姉に助けてもらい支払を済ませました。母は年金を出し、姉は自分の退職金を、そしてコツコツと貯金をしたお金までを出してくれました。母がそのお金を私に渡すとき「子供の中お前が一番親孝行をして

くれると思っていたのに、一番の親不孝だ。」そう言って泣かれた時は、本当に申し訳ないもう苦労をかけたくないと思えました。その夜、主人と二人で一晩中話し合いました。二人でなんとか頑張ろうと、でも夜が明ければ支払が待っています。お金を工面しなければならぬ。 「お金」「お金」ただそれだけです。そんなとき私の携帯に「お金かします、貴女にだけ好条件で。」と甘い言葉で電話が入ったり、又、着信があり、03から始まる番号にかけ直すと「お金貸します、いかがですか。」と言われると返済の為に二万円でも、三万円でも欲しい時なので「お願いします。」と頼んでいるのです。中には新宿や池袋などの事務所にも行きました。親兄弟の住所、氏名、自宅の電話番号、勤め先など全部聞かれ、書かされ、写真まで撮られました。二万円借りて十日後には、四万二千円の支払です、でもその支払すらお金が無いのです。そうすると、次の店を紹介され借りて返し、又、借りて返すその繰り返しです。気が付くと二十件近くになっていまし

た。やりくりがつかなくなり千円のお金さえ、返済出来ないでいると母の所、主人の仕事先、兄弟の家など、時間に関係なく電話が行くようになりました。電報も来ました。「すぐ払え、車を売れ、金を作れ、土地を売れ」など、とても汚く、ひどい言葉でした。姉も体の具合が悪くなり、医者通いが始まりました。私は、家に居るのが怖く電話も出ない誰が来ても居留守を使いひきこもる毎日でした。これではいけないと思い埼玉県弁護士会へ連絡し「夜明けの会」を紹介され助けられました。

我が家の再生はまだ時間がかかりますが苦労をかけた母や姉には一日も早く「やっ」と息がつけるようになったよ」と言っておきたいと願っています。また、今後は、ヤミ金融の撲滅と私達の家族の様な被害者を出して欲しくないと強く願うと共に運動を続けて行きたいと思えます。

(会員Y)

「ヤミ金の撲滅へ」

夜明けの会 吉田豊樹

解決するという決意(恐怖心を取り除く)

相手がヤミ金でも、毅然とした対応をとれば解決することができず。

そのためには、法律家に依頼する場合でも、被害者の会の支援をうけて自分自身で対応する場合でも、被害者本人が「解決するんだ」という強い気持ちを持ち続けることが必要です。ヤミ金は、被害者本人と法律家や被害者の会などの切り離しを図る目的で、嫌がらせを続けることもあります。そんなとき、被害者本人が「やっぱ駄目なんだ」と早々に諦めてしまえば、ヤミ金の思うつぼです。これからまずつと、ヤミ金の言いなりになりますか？

一方、相談を受ける側(弁護士、司法書士、被害者の会)は、被害者の心情を理解することに努める必要があります。叱りつけるだけではうまくいかないし、法律論を解説すればうまくいくというわけでもありません。まず、被害者の恐怖

心を取り除くことが重要です。被害者が抱いている恐怖心も、いろいろあります。それらを一つ一つ取り除いていくことも、大事な仕事です。

ヤミ金被害の全部を話してもらおう(怒られるのが怖い)

被害者は「この業者は怖いから」「この業者は優しいから」「まだいつペんも払っていないから」「これくらいは自分で払えるから」など、いろいろな理由で一部のヤミ金を隠してしまうことがあります。相談に来る前に家族などから怒られて来たうえ、相談に来てからも「こんなにたくさん借りたのか!と、また怒られるかも知れない」という恐れが邪魔をすることもあります。ヤミ金が怖いだけでなく、家族や相談員が恐いという心理は、被害者本人以外にはなかなか分かりません。最初から全部を話すということは、第三者が想像する以上に難しいようです。「正直に全部申告するのが当たり前」と思っていると、被害者の方は「実は・・・」と何度も小出しにしてくる、それをまた「何で隠していたんだ」と怒る、という繰り返しになります。こういう心理は、

経験のある人(被害者)ほどよく分かるようです。被害者の会では、まず「何件あっても大丈夫だよ」と被害者を安心させて、法律家でない被害者の相談員が自分の体験を語りながら、相談者に強くなってもらいように説得していきます。

隠し事をしないで全部を話してもらおうことが、解決の第一歩です。相談を受ける側も、そういう働きかけに努めることが必要です。払う必要がないことを理解してもらおう

被害者本人は、「借りたお金は返さないといけない、でもどうにもならない」という一心で相談に来ています。しかし、ヤミ金事件の解決の根本方針は「いっさい払わないこと」と、犯罪者の要求に屈しないこと」にあり、被害者の考えてきたことを180度ひっくり返すような方針です。最初のうちは、本当にそれでいいのか?と疑問に思っ、自信を持っていかぬかも知れません。「なぜ払う必要がないのか」をよく理解してもらおう必要があります。大事なことは、「いっさい払う必要がない」ことを相談者の家族にも理解してもらおうことです。家族に

は、もともと「借りた本人が悪い」「家に何度も迷惑をかけてきた」などと本人を責める気持ちがある中で、「元本も返さないなんて、そんな勝手なことを言っって良いのか!」という考え方にとらわれがちです。家族に非難されれば、本人の「いっさい払わない」という決心がぐらついてしまいます。それこそヤミ金の思うつぼです。ヤミ金は、「周りから取る」ことを最初から狙っているのです。

「なぜ払う必要がないのか」を理解してもらおうには、ヤミ金業者の口、借りさせられている状況とともに、解決後の生活が一番大事な点であるという点を、よく説明する必要があります。

家族に打ち明ける

被害者本人は、「これ以上、家族に迷惑をかけられない」「離婚される」という恐れから、ヤミ金被害にあっている事実を家族に隠してしまいがちです。

ヤミ金は、最初は「家族には内緒にしておきますから大丈夫ですよ」などと恩着せがましい勧誘をしておきながら、支払ができないと「家族から返してもらいますよ」などと、

脅しの材料として徹底的に利用します。

被害者本人は法的なことは全く分らないため、「返済ができなかったら、家に電話が入ってしまう」という恐れから、返済のために他のヤミ金から借りるという行動を繰り返してしまいます。年利1000%を超えるような高金利での自転車操業ですから、無理に決まっています。当然、払えなくなる日が出てきます。そこでどうしようもなくなつて家族に打ち明けると、「こんなに膨らんでから言われても」「何回も家で肩代わりしてきたのに」と怒られてしまいます。ヤミ金からは脅され、家族からは怒られて、被害者本人は、「借りた自分が悪い」「こんなことになってるのは自分だけだ」などと自分を追いつめて孤立し、家族に内緒にして自転車操業を繰り返す、という行動にますます拍車がかかってしまいます。それがヤミ金の狙いです。

**被害者本人へ一勇気を出して**

勇気を出して家族に打ち明けて下さい。一度に多くのことを話すことはできないかも知れません。しか

し、「ヤミ金問題を解決するために相談に行く」ということは、せめて言ってみてください。

**解決後の生活が大事**

多くの場合、ヤミ金被害にあった背景に、サラ金・クレジットなどの多重債務問題が存在しています。多重債務問題はサラ金の高金利・過剰与信によつて生じる構造的問題であり、必ずしも本人だけの責任ではありません。この点は、法律家や被害者の会などの第三者から客観的に説明されれば、家族としても受け入れやすいと思います。ヤミ金問題の解決だけでなく、その原因となつた借金の法的整理、二度と多重債務に陥らないための生活改善など、家族と一緒に頑張って解決していくことを目指していきま

す。「やつてしまったことは、しょうがない。解決後、これからの生活が一番大事なんです」という割り切りを示すことも、はじめの一步を踏み出してもらうためには有効です。

**◎レクリエーションのお知らせ**

現在「夜明けの会」では、レクリエーション活動として卓球・トランプ、ジエンガなどを行っています。普段休みの日に家で何もしていない人や時間をもてあましている人が多いのではないのでしょうか？会ではバーベキューやスポーツなどのレクリエーションを企画しています。又、その他将棋、囲碁などの文化的なレクリエーションも実施していきたいと思いますので事務局まで連絡下さい。今後、スポーツや文化的なレクリエーションを通じて夜明けの会を盛り上げていきたいと思ひます。こんなことをやってみたいなど意見を募集しています。多くの意見や企画をお待ちしています。



**編集後記**

平成二十二年の六月に貸金業法施行が実施され、今年も包括的な相談が全国で実施されています。多重債務者の掘り起こしと各団体の連携が重要になります。今年度も「暮らしとこころの総合相談会」を実施されています。弁護士、司法書士、精神保健福祉士、社会福祉士などが連携し相談を受ける画期的な相談会です。相談者が気軽に相談でき相互的な相談ができる状況になっています。そして、今以上に行政と法律家、被害者の会が今まで以上に連携をし、貸金業法完全施行、多重債務者掘り起こしや総合的な相談の会員も今以上に一般の人達にも呼びかける必要があります。

**会員の方々へ会費の納入のお願いです。**一ヶ月500円、年間6000円です。又、賛助会員の皆様も会費(年間一万円)の納入の程宜しくお願い致します。

会員という認識の為に納入の程宜しくお願い致します。

(事務局) あけまして

おめでとございます。